健生食監発1001第３号
感感発 1001 第２号
令和８年 10 月１日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（ 公印省略 ）

Ｅ型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第１項の規定によるＥ型肝炎に係る届出数は、平成30年以降、年間約400から500例程度で推移しています。

Ｅ型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、主に汚染された水や、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便等から分離されるウイルス株について分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、Ｅ型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、別添の実施要領を参照し、国立感染症研究所へ患者の血清・糞便等検体または塩基配列情報の送付、Ｅ型肝炎ウイルスの汚染が疑われる食品や環境中等から検出されたウイルス解析情報の送付等をお願いします。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、「Ｅ型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成28年８月16日付け健感発0816第３号・生食監発0816第２号）は本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

また、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます。）は、以下の連絡先にお願いいたします。国

立感染症研究所の連絡先については、組織統合に伴い変更がございましたので、ご留意ください。

国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長　鈴木亮介
電話番号：042-561-0771
メールアドレス：suzuki.ry@jihs.go.jp

Ｅ型肝炎ウイルス検出マニュアル
https://id-info.jihs.go.jp/manuals/pathogen-detection/HEV181207.pdf

E型肝炎ウイルス等の遺伝子情報の集約・解析による調査実施要領

令和８年７月６日改訂
国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所

１．調査概要

E 型肝炎については、近年その発生数が増加しているが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、個別の感染経路の究明は困難な場合が多い。このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便等から分離されるウイルス株について、分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となる。しかし、わが国におけるE型肝炎ウイルス（HEV）の感染実態の分子疫学的調査は未だ十分とは言えない。

かかる状況を踏まえ、E 型肝炎の原因となるHEVについて、E型肝炎患者検体（便、血清）やウイルス汚染が疑われる食品検体からのウイルス株塩基配列の収集と解析を行い、原因ウイルス情報を共有し、効果的・効率的な診断・治療・予防を推進する。

２．実施方法

【検体等】

自治体に報告されたＥ型肝炎事例の患者の便、血清
自治体の食中毒調査で HEV の汚染が疑われる食品、またはその解析情報
その他環境中等から検出された HEV の解析情報

【採材方法】

・ 食品や糞便等検体の容器：食品の場合は特に指定容器はない。糞便の場合は通常使用される採便容器、採便管等に糞便を採取する。血清はクライオチューブ、エッペンドルフチューブ等を用いる。
（採便容器の例：https://axel.as-1.co.jp/asone/d/0-1762-01/）
・ 糞便の場合約 1 グラム程度、血清の場合約 1ml 程度。発症期間中の検体が望ましい。
・ 保存条件：1 週間程度までは冷蔵で保存する。さらに長期間保存する場合は-20℃の冷凍庫で保存することが望ましい。

【送付方法】

検体は冷凍または冷蔵の上、感染研にゆうパックで送付する。輸送費用は感染研が負担する。また、解析情報については、下記送付先まで電子メールにより送付する。なお、検体を送付する際には、令和２年４月14日付け健感発0414第６号「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」に留意すること。

（送付先）
〒208-0011
住所：東京都武蔵村山市学園 4-7-1
担当者名：鈴木亮介（ウイルス第二部第五室長）
連絡先：suzuki.ry@jihs.go.jp

【調査事項】

別紙様式に定める事項について、聞き取り等により可能な限り調査し、検体とともに送付する。

【解析方法】

検体から核酸を抽出し、HEV に特異的な PCR プライマーを用いてウイルス核酸の増幅を行う。増幅できた場合には direct sequence 等によりウイルス配列を決定する。また、必要に応じてリアルタイム PCR により検体中のウイルス量の定量を行う。本解析は基本的には感染研で実施するが、各自治体での解析が可能な場合には自治体で行う。得られた配列情報を元に積極的疫学調査を行い、我が国における流行状況の把握に努める。また、解析結果は自治体ー感染研間でメール等で共有する。